

自治基本条例検討のための参考資料 [小諸市既存条例等]

○小諸市の条例等参考規定一覧 (条文抜粋)	…1
1. 自治基本条例参考小諸市条例等の趣旨	…2
2. 基本理念を規定した小諸市の条例等	…3
3. 市民の定義、責務・役割を規定した小諸市の条例等	…4
4. 市民活動・市民活動団体の定義を規定した小諸市の条例等	…5
5. 事業者の定義、責務・役割を規定した小諸市の条例等	…6
6. 実施機関の定義、責務を規定した小諸市の条例等	…7
7. 市の責務を規定した小諸市の条例等	…8
8. 市長並びに議員の責務を規定した小諸市の条例等	…9
9. 市長の責務を規定した小諸市の条例等	…9
10. 職員の責務を規定した小諸市の条例等	…9
11. 長野県条例に規定される県民・県・市町村の責務	…10
 ○住民参加に関係する小諸市の条例等 (全条文)	…14
1. 小諸市政治倫理条例	…14
2. 小諸市情報公開条例	…17
3. 小諸市個人情報保護条例	…22
4. 小諸市行政手続条例	…30
5. 小諸市総合計画審議会条例	…40

小諸市の条例等参考規定一覧

条例名	制定年月日	基本理 念	市民の 定義	市民の 責務・ 役割	市民等 の責務	市民活 動・市民 活動団 体の定 義	事業者 の定義	事業者 の責務・ 役割	実施機 関の定 義	実施機 関の責 務	市の責 務	市長並 びに議 員の責 務	市長の 責務	職員の 責務
小諸市情報公開条例	H11.3.26								○	○				
小諸市廃棄物の処理及び再生利 用の促進に関する条例	H5.12.15			○				○			○			
小諸市部落差別等あらゆる差別 撤廃及び人権擁護に関する条例	H7.12.19			○							○			
小諸市交通安全条例	H10.12.18	○		○							○			
小諸市個人情報保護条例	H11.3.26			○			○	○	○	○				
小諸市環境条例	H12.9.29	○	○	○			○	○			○			
小諸市政治倫理条例	H13.12.19			○								○		
小諸市ポイ捨て防止等美しい環 境づくりを進める条例	H16.3.19				○			○					○	
小諸市市民活動促進事業補助金 交付要綱	H16.6.1					○								
小諸市男女共同参画推進条例	H18.3.28	○		○				○			○			
小諸市安全で安心なまちづくり条 例	H18.3.28			○							○			
小諸市農業農村振興条例	H20.12.24	○		○				○			○			
小諸市職員健康管理規程	S44.4.11													○
小諸市文書取扱規程	H1.12.22													○
小諸市セクシュアル・ハラスメ ントの防止に関する規程	H11.6.1													○
小諸市職員の研修に関する規 程	H18.3.31													○

1. 自治基本条例参考小諸市条例等の趣旨

条例名	条例の趣旨・目的
小諸市情報公開条例	この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の開示に関し必要な事項を定めるとともに、情報提供の充実を図ることにより、市政について市民に説明する責務を果し、もって市民参加による一層公正で開かれた市政を実現することを目的とする。
小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進し、並びに適正処理を推進するとともに、あわせて清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図るため、必要な事項を定めることを目的とする。
小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別を根本的かつ速やかになくすための必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがい、働きがい、住みがいのある小諸市の実現に寄与することを目的とする。
小諸市交通安全条例	小諸市の交通安全の確保に関する基本理念及び施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の安全で快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。
小諸市個人情報保護条例	市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。
小諸市環境条例	環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の理念にのっとり、環境の保全についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与することを目的とする。
小諸市政治倫理条例	市民の厳粛な信託を受けた市長及び市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として、市政の進展に努めることを認識し、公人としての人格識見と倫理の向上に努め、その地位と影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項及び市民審査会並びに市民の調査請求権等を定めることによって、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に貢献することを目的とする。
小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例	この条例は、自然と歴史・文化とが調和した詩情豊かな小諸市の良好な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての防止等及び環境美化並びに放置自動車等に関して必要な事項を定め、もって市民の豊かで快適な生活を確保することを目的とする。
小諸市市民活動促進事業補助金交付要綱	この要綱は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、小諸市補助金交付規則(昭和36年小諸市規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
小諸市男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、小諸市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。
小諸市安全で安心なまちづくり条例	市民生活の安全と安心に関し、市民の意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、すべての市民が安全で安心して生活できる住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。
小諸市農業農村振興条例	農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本方針を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の責務等を明らかにすることにより食料、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業及び農村の振興並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 基本理念を規定した小諸市の条例等

条例名	基本理念
小諸市交通安全条例	第2条 交通安全の確保は、市民の安全で快適な生活環境実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持するものとする。 2 交通安全の確保は、市民の日常活動を通じて自主的かつ積極的に推進するものとする。
小諸市環境条例	第3条 環境の保全是、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。 2 環境の保全是、すべての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。 3 環境の保全是、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに配慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。
小諸市男女共同参画推進条例	第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。 (1) 男女が性別により差別的取扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。 (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択を妨げることのないよう配慮されること。 (3) 社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が男女に平等に与えられるよう配慮されること。 (4) 家族を構成する男女が、お互い協力しあい、社会の支援のもとに、家事・育児・介護その他の家庭生活及び職業生活その他の活動とを両立して行うことができるよう配慮されること。 (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることから、国際社会の動向に配慮されること。
小諸市農業農村振興条例	第3条 食料は、健康で充実した市民生活を営むための源となるため、地元の安全で安心な農産物(以下「地元農産物」という。)が安定的に生産されるとともに、市内における地元農産物の消費及び流通の促進(以下「地産地消」という。)が図られなければならない。 2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。 3 農村は、農産物の生産基盤であり、農業者を含めた地域住民の生活の場であるほか、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的な役割を担っていることから、安定して農業を続けられるよう、生産条件及び生活環境等を整備することにより、その振興が図られなければならない。

3. 市民の定義、責務・役割を規定した小諸市の条例等

条例名	市民の定義	市民の責務・役割	市民等の責務
小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例		第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に積極的に協力しなければならない。	
小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例		第3条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、部落差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。	
小諸市交通安全条例		第4条 市民は、日常活動を通じて自主的かつ積極的に交通安全の確保に努めるとともに、関係機関等が実施する交通安全対策に協力するものとする。	
小諸市個人情報保護条例		第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。 2 市民は、この条例により保障された権利を正当に使用するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。	
4 小諸市環境条例	第2条 (2) 市民 市内に住所若しくは居所を有する者又は市内において事業活動に従事する者をいう。	第6条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量等環境への負荷の低減に努めなければならない。 2 市民は、基本理念に基づき、環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。	
小諸市政治倫理条例		第2条 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。	
小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例			第4条 市民等は、まちの美化に関する意識を高めるとともに、地域における清掃活動に積極的に参加する等、快適な環境の保全、まちの美化に努めなければならない。 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施するまちの美化及び放置自動車の防止に関する施策に協力しなければならない。
小諸市男女共同参画推進条例		第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、自主的に男女共同参画社会の実現に努めるものとする。	
小諸市安全で安心なまちづくり条例		第4条 市民は、自らの生活の安全の確保と地域の安全活動の推進に努めると共に、市長が実施する施策に協力するよう努めなければならない。	
小諸市農業農村振興条例		第7条 市民は、基本理念に基づき、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解し、関心を深め、地元農産物を積極的に消費する等農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。	

4. 市民活動・市民活動団体の定義を規定した小諸市の条例等

条例名	市民活動・市民活動団体の定義
小諸市市民活動促進事業補助金交付要綱	第2条 この要綱において「市民活動」とは、ボランティア活動、特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。)など不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした、市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、政治活動及び宗教活動を除くものとする。 2 この要綱において「市民活動団体」とは、市の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、前項に掲げる市民活動を、市の区域内を対象に行う団体をいう。

5. 事業者の定義、責務・役割を規定した小諸市の条例等

条例名	事業者の定義	事業者の責務・役割
小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例		第6条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用すること並びに再生利用が可能な包装、容器等を普及させること等により、再生利用の推進に努めなければならない。 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるように努めなければならない。
小諸市個人情報保護条例	第2条 (4) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。	第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 2 市が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、前項に規定するほか、当該実施機関が、この条例の規定に基づき実施する個人情報の保護に係る施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
小諸市環境条例	第2条 (1) 事業者 市内において事業活動を営む個人又は法人をいう。	第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴い生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例		第5条 事業者は、事業活動を行う地域の清掃活動の充実を図り、まちの美化に努めなければならない。 2 ポイ捨ての原因となるおそれのあるものの製造、加工又は販売を行うものは、まちの美化について消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。 3 事業者及び自動車関連業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施するまちの美化及び放置自動車の防止に関する施策に協力しなければならない。
小諸市男女共同参画推進条例		第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が共同してその事業活動に参画できる体制及び職業生活と家庭生活その他の活動とを両立できる環境の整備等に努めるとともに、自主的に男女共同参画社会の実現に努めるものとする。
小諸市農業農村振興条例		第6条 事業者は、基本理念に基づき、安全で安心な食品を供給するとともに、地元農産物の利用を図る等その事業活動において、農業の発展及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

6. 実施機関の定義、責務を規定した小諸市の条例等

条例名	実施機関の定義	実施機関の責務
小諸市情報公開条例	第2条 (3) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を保障するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。 2 実施機関は、公文書の開示に当たり、公文書の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。
小諸市個人情報保護条例	第2条 (3) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	第3条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

7. 市の責務を規定した小諸市の条例等

条例名	市民の責務・役割
小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	第3条 市長は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等により、廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講ずるとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。 2 市長は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。 3 市長は、再生利用等による廃棄物の減量及び地域の清潔の保持に関する事業者及び市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。
小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重し、本市行政のすべての分野で市民の人権を守り、部落差別等あらゆる差別をしない、させない、許さない社会の形成促進に努めるものとする。
小諸市交通安全条例	第3条 市は、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全を確保するため、啓発活動及び道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。 2 市は、前項の規定による対策の実施に当たっては、必要な関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。
小諸市環境条例	第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に資するよう配慮するとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。
小諸市男女共同参画推進条例	第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携して取り組むものとする。
小諸市安全で安心なまちづくり条例	第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策の推進を図るものとする。 (1) 幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること。 (2) 高齢者の安全対策に関すること。 (3) 交通安全対策、防犯対策、防災意識の高揚等に関すること。 (4) 安全で安心な市民生活をするための生活環境に関すること。 (5) 安全で安心なまちづくりに向けての広報、啓発及び自主的な安全活動に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項 2 市長は、施策を実施するにあたり、関係する機関、団体等(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。
小諸市農業農村振興条例	第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、食料、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、実施しなければならない。 市は、施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに農業者、農業団体、事業者及び市民と適切な連携を図り、協力するよう努めなければならない。

8. 市長並びに議員の責務を規定した小諸市の条例等

条例名	市長並びに議員の責務
小諸市政治倫理条例	第2条 市長及び議員は、市民全体の代表者として、信託された職務の重大さと責任を深く自覚し、地方自治の民主化と進展のため、その使命の達成に努めなければならない。

9. 市長の責務を規定した小諸市の条例等

条例名	市長の責務
小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例	第3条 市長は、ポイ捨ての防止等及び環境美化(以下「まちの美化」という。)に関する必要な施策(以下「まちの美化に関する施策」という。)並びに放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する必要な施策(以下「放置自動車の防止に関する施策」という。)を実施しなければならない。

10. 職員の責務を規定した小諸市の条例等

条例名	職員の責務
小諸市職員健康管理規程	第23条 すべての職員は、この規程及びこの規程に基づく命令指示その他の措置を遵守し、積極的に自ら健康の保持又は増進に努めなければならない。
小諸市文書取扱規程	第35条 第35条 職員は、担当する職務範囲の文書等を常に整理し、その所在を明確にしておくと共に、第3条第1項に規定する記録としての文書等の保存を念頭に置いて事務処理をしなければならない。
小諸市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程	第4条 職員は、お互いの人格を尊重しあい、その言動に十分留意するとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。
小諸市職員の研修に関する規程	第3条 職員は、人材育成の基本は、主体的な自己啓発にあることを自覚し、職業人として仕事に関する知識や技術を自主的に習得する努力をし、自分を素材とした人材作りを行うとともに、職場の学習的な風土作りに貢献しなければならない。

11. 長野県条例に規定される県民・県・市町村の責務

条例名	制定年月日	目的	県民の責務	県の責務	市町村の責務
長野県福祉のまちづくり条例	H7.3.30	この条例は、障害者等が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び障害者等が安全かつ容易に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もってすべての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。	県民は、県及び市町村が推進する福祉のまちづくりのための施策に協力するとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに努めなければならない。	県は、市町村、県民及び事業者との連携と協力の下に、福祉のまちづくりのための総合的な施策を推進するものとする。	市町村は、県の施策に協力するとともに、当該市町村の実情に応じた福祉のまちづくりのための施策を推進するよう努めなければならない。
長野県男女共同参画社会づくり条例	H14.12.26	この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	1 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。	
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	H20.3.24	この条例は、廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。	県民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該処理の状況を県その他の関係機関に通報しなければならない。	県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正かつ速やかに行わなければならない。	

条例名	制定年月日	目的	県民の責務	県の責務	市町村の責務
長野県自然環境保全条例	S46.7.13	この条例は、自然環境の保全に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい県土の実現に資することを目的とする。	県民（滞在者及び旅行者を含む。）は、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、すすんで、動植物の愛護等自然環境の保全に努め、及び植樹の促進等自然の造成を図り、良好な生活環境の確保に寄与するようにしなければならない。	県は、自然環境の保全のため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 (1) 自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。 (2) 土地の利用計画の策定及び実施に当たって自然環境の保全のために必要な調整の措置を講じ、及び自然の積極的な造成を図ること。 (3) 自然環境の保全に関する施設の整備の推進を図ること。 (4) 自然保護団体の育成その他県民の行なう自然環境の保全に関する自主的活動の助長を図ること。 (5) 自然環境の保全に関する科学的な調査及び研究の推進を図ること。	市町村は、県の施策に協力するとともに、市街地及びその周辺の地域で環境緑地として確保することが望ましい地区について、その良好な保全に努める等地域の実情に応じた自然環境の保全に関する施策を講じなければならない。
公害の防止に関する条例	S48.3.30	この条例は、事業者、県、市町村及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、汚水等の排出等の規制その他公害の防止並びに公害の紛争の処理等について必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。	県民（滞在者及び旅行者を含む。）は、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。 (1) 県及び市町村が行なう公害の防止に関する施策に協力すること。 (2) 汚水又は廃液を公共用水域に排出するときは、水質の汚濁を防止するように努めること。 (3) 屋外における物質の燃焼による多量のばい煙若しくは悪臭の発生又は深夜等における騒音の発生を防止するように努めること。	県は、県民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するほか、市町村が行なう公害の防止に関する施策を調整する責務を有する。	市町村は、住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。(1) 県の施策に準じて公害の防止に関する施策を講ずること。(2) 当該市町村の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施すること。(3) 当該市町村の区域内における公害に関する苦情等を適正に解決するように努めること。
長野県水環境保全条例	H4.3.19	この条例は、水環境の保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	県民は、日常生活の水環境に与える影響を認識し、生活排水による水質の汚濁の防止、節水等に心掛け、自ら進んで水環境の保全に努めなければならない。2 県民は、豊かで快適な流域の環境を形成する森林等の愛護、水生動植物の愛護及び水辺の清潔保持に努めなければならない。3 県民は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。	県は、水環境の保全のための施策を推進するとともに、市町村が実施する水環境の保全のための施策に対して、必要な助言及び指導を行うものとする。	市町村は、県の施策に協力するとともに、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた水環境の保全のための施策を推進するよう努めなければならない。

条例名	制定年月日	目的	県民の責務	県の責務	市町村の責務
長野県環境基本条例	H8.3.25	この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	1 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。	1 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、市町村が行う環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。	1 市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。 2 市町村は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の市町村と連携を図るよう努めなければならない。
長野県地球温暖化対策条例	H18.3.30	この条例は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	1 県民は、その活動による温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となっていることを自覚するとともに、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。 2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。	1 県は、地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。	
長野県消費生活条例	H20.7.10	この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。	（消費者の役割） 1 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。	1 県は、前条の消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する消費者施策について必要な協力を行うものとする。 3 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、消費者施策の実施に関し、国、他の地方公共団体、事業者団体、消費者団体等に協力を求め、又はその求めに応じるものとする。	

条例名	制定年月日	目的	県民の責務	県の責務	市町村の責務
長野県食と農業農村振興の県民条例	H18.3.30	この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。	（消費者及び消費者団体の役割） 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。	1 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。	
長野県ふるさとの森林づくり条例	H16.10.14	この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の基本となる事項並びに重点的に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることにより、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってふるさとの豊かな森林の創造に寄与することを目的とする。	県民は、基本理念等にのっとり、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。	1 県は、第3条に定める基本理念及び前条に定める基本方針（以下「基本理念等」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民及び森林所有者と協働するよう努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。	
年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例	H11.3.15	この条例は、年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為を規制することにより、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び清浄な風俗環境を保持することを目的とする。	県民は、テレホンクラブ等営業に関し、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為から年少者を保護するよう努めなければならない。	県は、テレホンクラブ等営業に関し、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び清浄な風俗環境を保持するため、啓発その他の必要な施策を行うものとする。	

○小諸市政治倫理条例

平成 13 年 12 月 19 日

条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の厳粛な信託を受けた市長及び市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として、市政の進展に努めることを認識し、公人としての人格識見と倫理の向上に努め、その地位と影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項及び市民審査会並びに市民の調査請求権等を定めることによって、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に貢献することを目的とする。

(市長及び議員並びに市民の責務)

第 2 条 市長及び議員は、市民全体の代表者として、信託された職務の重大さと責任を深く自覚し、地方自治の民主化と進展のため、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 市長及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として、市民の規範となるよう法令を遵守し、常にその人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市(市が設立した公社及び市が資本金その他これに準ずるものを出資している公益法人を含む。第 5 条において同じ。)が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

(3) 市職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 議員は、市職員の昇格、異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(6) 政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(7) 企業、団体等から、通常一般の社交の程度を超えた供応接待、又は財産上の利益の供与を受けないこと。

2 市長及び議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、市民に対してその説明責任を果たさなければならない。

(誓約書の提出義務)

第 4 条 市長及び議員は、規則に定めるところにより、この条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第 5 条 市長及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法(昭和 22 年法律第

67号。以下「法」という。)第92条の2及び第142条の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退し、いやしくも市民に対し疑惑の念を生じさせることがあってはならない。

(政治倫理市民審査会の設置等)

第6条 政治倫理確立に必要な調査を行うため、法第138条の4第3項の規定により、小諸市政治倫理市民審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は7人以内とし、学識経験を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 第8条第1項に規定する必要な調査、回答及び勧告をすること。

(2) その他この条例による政治倫理確立を図るため、市長及び市議会議長(以下「議長」という。)の諮問を受けた事項に対して必要な答申、勧告又は意見を述べること。

2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取し、若しくは資料の提出を求める等、その関係者に対して必要な調査を行うことができる。

(市民の調査請求権)

第8条 市民は、次に掲げる事由があるときは、法第18条に規定する選挙権を有する者20人以上の連署(以下「連署」という。)をもって、事由を証する資料を添付した調査請求書を、審査会に提出し、調査を請求することができる。

(1) 第3条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 第5条に規定する市の工事等の契約に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、審査会は、調査請求書及び添付資料の写しを、市長に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に送付するものとする。

3 審査会は、第1項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を、請求者、市長に係るものについては市長に及び議員に係るものについては議長に文書で回答しなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第9条 市長又は議長は、審査会の報告に関係人が虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を速やかに公表しなければならない。

(贈収賄罪等の第1審有罪判決後における説明会)

第10条 市長又は議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に、市民に対する説明会の開催を求め、

当該市長又は議員は説明会に出席し、釈明することができる。

2 市民は、前項の説明会において、市長又は議員に質問することができる。

3 市民は、第1項の説明会が開催されないときは、50人以上の連署をもって、市長又は議長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の開催請求は、第1審有罪判決の宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に市長に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

5 市長又は議長は、第3項の開催請求を受けたときは、請求を受けた日から20日以内に説明会を開催しなければならない。

(贈収賄罪等の刑確定後の措置)

第11条 市長又は議員が、前条に規定する罪によりその刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市長又は議員は、市民全体の代表者としての名誉と品位を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、自ら辞職手続をとるものとする。

2 議会は、市長又は議員が前項に違反していると認められるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた市長及び議員の行為について適用する。

3 第10条第1項の規定は、施行日以後に第1審において有罪の判決を受けた市長及び議員に適用する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

○小諸市情報公開条例

平成 11 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の開示に関し必要な事項を定めるとともに、情報提供の充実を図ることにより、市政について市民に説明する責務を果し、もって市民参加による一層公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、決裁又は回覧その他これらに準ずる手続が終了し、当該実施機関が保管又は保存しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究のための資料として特別に保存しているもの

(2) 公文書の開示 実施機関がこの条例により公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を保障するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示に当たり、公文書の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の規定に基づいて公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に利用しなければならない。

(公文書の開示請求権)

第 5 条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書(第 5 号に掲げるものにあつては、当該利害関係を有する事務又は事業に係る公文書に限る。)の開示を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があつた場

合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

(開示請求の手續)

第 6 条 前条第 1 項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してするものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公文書の名称その他の開示請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合又は第 10 条の規定に該当する場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にすることにより、人の生命、財産の保護及び犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は実施機関と国、県その他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国等が行う検査、監査、取締り等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務若しくは事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの

(6) 法令等の規定により明らかに公にすることができないとされている情報

(部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易かつ合理的に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

(公益上の必要による開示)

第 9 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合等に限り、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示することと決定したときは、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないことと決定したとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 12 条 前条各項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書の一部について、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、本条の規定を適用する旨及び理由並びに残りの公文書について開示決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第 14 条 開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、公文書の開示をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

第 15 条 公文書の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、閲覧の方法によ

る公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

第 16 条 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第 17 条 実施機関は、第 11 条の規定による決定に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく小諸市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) 当該不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。

(苦情の処理)

第 18 条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の運営について苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 実施機関は、前項の苦情を処理する場合において必要と認めるときは、小諸市情報公開審査会の意見を聴くことができる。

(情報公開審査会)

第 19 条 第 11 条の規定による決定に対する不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて調査審議をするほか、小諸市個人情報保護条例(平成 11 年小諸市条例第 2 号)の規定に基づきその権限に属せられた事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、小諸市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(公文書目録の作成及び閲覧)

第 20 条 実施機関は、公文書の検索に必要な公文書目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第 21 条 市長は、毎年この条例の規定に基づく公文書開示実施状況を公表するものと

する。

(情報公開の総合的な推進)

第 22 条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、市民が必要とする市政情報の把握に努め、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、正確で分かりやすい市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第 23 条 この条例の規定は、他の法令等の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した公文書から適用する。

○小諸市個人情報保護条例

平成 11 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(2) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物をいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(4) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。))及び事業を営む個人をいう。

(5) 指定管理者 小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 15 年小諸市条例第 36 号)の規定により市長に指定されたもの。

(6) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(平 15 条例 36・平 17 条例 35・一部改正)

(実施機関等の責務)

第 3 条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 市が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、前項に規定するほか、当該実施機関が、この条例の規定に基づき実施する個人情報の保護に係る施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平 17 条例 35・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 市民は、この条例により保障された権利を正當に使用するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(個人情報の取扱い業務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いを新たに開始しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出て、その登録を受けなければならない。登録した事項(以下「登録事項」という。)を変更し、又は廃止する場合も同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 記録の内容
- (5) 利用の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務を開始し、変更し、又は廃止した日以降において前項の届出をすることができる。

3 市長は、第1項各号に規定する登録事項を一般の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第7条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて、個人情報を適正に維持管理しなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、個人情報の取扱いが必要でなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌する事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の当該個人(以下「本人」という。)から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により既に公知の個人情報を収集するとき。
- (4) 国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関以外の市の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (5) 個人の生命、身体、財産等を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な執行に著しい

支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(8) 他の実施機関から次条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が小諸市情報公開条例(平成 11 年小諸市条例第 1 号)に規定する小諸市情報公開審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、法令の定めがあるとき又は正当な所掌事務の遂行のために欠くことができないときを除き、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。

(1) 個人の思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事項

(3) 犯罪歴に関する事項

4 本人又はその代理人による申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第 1 項の規定に基づいて収集されたものとみなす。

(平 17 条例 35・一部改正)

(目的外利用及び外部提供の制限)

第 9 条 実施機関は、次の各号のいずれかの場合を除き、登録した業務の目的の範囲を超えて当該個人情報の記録の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

(1) 本人の同意を得てあるとき。

(2) 法令の定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体、財産等を保護するため緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、次の各号のいずれかの場合を除き、登録した業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

(1) 本人の同意を得てあるとき。

(2) 法令の定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体、財産等を保護するため緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、外部提供する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該個人情報の記録の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(平 17 条例 35・一部改正)

(電子計算組織の結合の制限)

第 10 条 実施機関は、公益上特に必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により外部提供してはならない。

(受託者等の責務)

第 11 条 実施機関から個人情報の処理等個人情報の取扱いを伴う業務(以下「個人情報

処理業務」という。)の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う指定管理者(以下「受託者等」という。)は、受託業務又は指定された公の施設の管理業務(以下「受託業務等」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 受託者等及びその使用人その他の従業者は、受託業務等の処理に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その業務が終了した後も同様とする。

3 実施機関は、個人情報処理業務を委託するとき、又は指定管理者を指定するときは、受託者等に対し当該受託業務等を行う場合における個人情報の漏えいを防止するため、個人情報の適正な取扱いについて委託契約書又は協定書等に明記するなど必要な措置を講じなければならない。

(平 15 条例 36・全改、平 17 条例 35・一部改正)

(開示の請求)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報の記録(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))で、氏名、生年月日その他の記述又は個別に付された番号、記号その他の符号により検索し得るものに限る。)の開示(個人情報の記録が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

(平 17 条例 35・一部改正)

(開示しない個人情報)

第 12 条の 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報の記録について、その開示をしない。

(1) 法令の定めるところにより、明らかに開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、選考等に関するものであって、開示しないことが適当と認められるもの

(3) 開示の対象となった個人情報に、開示の請求をした者以外の個人又は法人その他の団体に関する情報が含まれている場合であって、請求をした者以外の個人又は法人その他の団体に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

(4) 調査、交渉、照会、訴訟等に関するもので、開示することにより実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあると認められるもの

(平 17 条例 35・追加)

(部分開示)

第 12 条の 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録に、前条各号のいずれかに該当する記録と、それ以外の記録とがある場合において、それを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、前条各号のいずれかに該当する記録がある部分を除いて、当該個人情報の記録を開示しなければならない。

(平 17 条例 35・追加)

(裁量的開示)

第 12 条の 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(平 17 条例 35・追加)

(個人情報の存否に関する情報)

第 12 条の 5 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平 17 条例 35・追加)

(訂正の請求)

第 13 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、事実の記載に誤り又は不正確な内容があるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第 14 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、第 8 条の規定による制限を超えて取り扱われたものであるときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。

(中止の請求)

第 15 条 何人も、実施機関に対し、第 12 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報の記録について、第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による制限を超えて目的外利用又は外部提供がされようとしているとき、又はされているときは、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(請求の方法)

第 16 条 第 12 条第 1 項の規定による開示、第 13 条の規定による訂正、第 14 条による削除又は前条の規定による中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。)は、請求者本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 開示等の請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正、削除又は中止請求の内容
- (4) その他実施機関の定める事項

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人、保佐人又は補助人は、本人に代わり前項の請求をすることができる。

(平 12 条例 1・一部改正)

(請求に対する決定等)

第 17 条 実施機関は、前条の規定により請求書の提出があったときは、当該請求を受理した日から起算して、開示の請求にあっては 15 日以内に、訂正、削除又は中止の請求にあっては 30 日以内に当該請求に対する諾否の決定をし、速やかに請求者に書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求を受理した日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第 15 条の規定による中止の請求があったときは、第 1 項の決定をするまでの間、当該請求に係る目的外利用又は外部提供を保留するものとする。ただし、保留することによって実施機関の行政執行に支障が生ずる場合は、この限りでない。

(決定後の手続き)

第 18 条 実施機関は、前条の規定により開示、訂正、削除又は中止することを決定したときは、速やかに開示、訂正、削除又は中止をしなければならない。

2 前項の個人情報の記録の開示は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、請求者が求めるときは、当該各号に定める方法以外の方法により行うことができる。

(1) 個人情報の記録が文書、図画、写真及びフィルムの場合 当該文書等の閲覧又は写しの交付

(2) 個人情報の記録が電磁的記録の場合 印字装置を用いて電磁的記録の内容を理解可能な形で出力した書類の閲覧又は写しの交付

(3) 個人情報の記録が存在しない場合 当該個人情報の記録が存在しない旨を記載した書面の交付

3 実施機関は、個人情報の記録を開示することにより、当該個人情報の記録が汚損し、又は破損するおそれがあると認めた場合及び第 12 条の 3 の規定による部分開示をする場合は、当該個人情報の記録の写しを開示することができる。

4 実施機関は、第 17 条の規定により訂正、削除又は中止を決定した場合において、当該個人情報の記録が既に実施機関以外のものの利用に供されているときは、当該利用者に対し、その旨を通知し、当該個人情報の記録の訂正、削除、目的外利用又は外部提供の中止、返還等適切な措置を求めるものとする。

(平 17 条例 35・一部改正)

(費用の負担)

第 19 条 この条例の規定に基づき、個人情報の記録の写しの交付を受けるものは、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第 20 条 実施機関は、第 17 条の規定による決定に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(1) 当該不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示等の請求を拒む決定を取り消し又は変更し、当該開示等の請求を承諾するとき。

(苦情の処理)

第 21 条 実施機関は、この条例に定める個人情報保護制度の運営について苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 実施機関は、前項の苦情を処理する場合において、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(国及び地方公共団体との協力)

第 21 条の 2 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの要請に応じるものとする。

(平 17 条例 35・追加)

(運用状況の公表)

第 22 条 市長は、毎年この条例の規定に基づく個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする。

(他法令との関係)

第 23 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第 8 条第 1 項の規定により総務庁長官に届出られた統計調査によって集められた個人情報

(3) 統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務庁長官の承認をうけた統計報告(同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

(4) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 他の法令等の規定に基づき、個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正等の手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第 25 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 11 条第 1 項に規定する個人情報処理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 35・追加)

第 26 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 35・追加)

第 27 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録その他これに類するものを収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 35・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の取扱いをしている業務の登録については、第 6 条第 1 項中「取扱いを新たに開始しようとするときは」とあるのは「取扱いについて」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小諸市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日以後、現に管理を委託している公の施設については、前項の規定による改正後の小諸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項中「指定された公の施設の管理業務」とあるのは「管理受託業務」と、同条第 3 項中「指定管理者を指定するとき」とあるのは「管理を委託するとき」と読み替えるものとする。

附 則(平成 17 年 12 月 21 日条例第 35 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 申請に対する処分(第 5 条—第 11 条)
- 第 3 章 不利益処分
 - 第 1 節 通則(第 12 条—第 14 条)
 - 第 2 節 聴聞(第 15 条—第 26 条)
 - 第 3 節 弁明の機会の付与(第 27 条—第 29 条)
- 第 4 章 行政指導(第 30 条—第 34 条)
- 第 5 章 届出(第 35 条)
- 第 6 章 補則(第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。以下同じ。)並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年長野県条例第 46 号)及び長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年長野県条例第 54 号)により市が処理することとされた事務について規定する長野県の条例及び長野県の執行機関の規則をいう。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。)及び条例等をいう。

(3) 市長等 条例等の定めるところにより処分権限を有する者をいう。

(4) 処分 市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(5) 申請 条例等に基づき、市長等の許可、認可その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(7) 行政指導 市の機関(議会を除く。以下同じ。)がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 市長等に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等における効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(平 12 条例 1・一部改正)

(適用除外)

第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。

(1) 市議会の議決によってされる処分

(2) 市議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(3) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導

(4) 学校等において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

(5) 市の公務員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は市の公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例において直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 第 3 章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第 4 条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第 2 章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 市長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 市長等は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 市長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付ける方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付ける方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第7条 市長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 市長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 市長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 市長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(市の複数の機関が関与する処分)

第11条 市長等は、申請の処理をするに当たり、市の他の機関において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかど

うかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について市の複数の機関が関与する場合においては、市長等は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 市長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 市長等は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しない処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該

不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を小諸市公告式条例(昭和29年小諸市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長等に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、市長等に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 市長等は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、市長等が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) 第1号に規定する者の成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

(平12条例1・一部改正)

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、市長等の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て市長等の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は市長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、市長等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第 21 条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第 23 条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに市長等に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第 1 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第 25 条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第 26 条 市長等は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書の内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第 3 節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第 27 条 弁明は、市長等が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

第 4 章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第 30 条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第 31 条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容

並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第 5 章 届出

(届出)

第 35 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第 6 章 補則

(委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第 15 条第 1 項又は第 28 条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第 3 章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第 3 章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小諸市印鑑条例の一部改正)

4 小諸市印鑑条例(昭和 52 年小諸市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(小諸市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

5 小諸市財政事情の作成及び公表に関する条例(昭和 29 年小諸市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(小諸市市税条例の一部改正)

6 小諸市市税条例(昭和 29 年小諸市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(小諸市生活環境保全条例の一部改正)

7 小諸市生活環境保全条例(昭和62年小諸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(小諸市し尿浄化槽維持管理等に関する条例の一部改正)

8 小諸市し尿浄化槽維持管理等に関する条例(昭和47年小諸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成12年3月23日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○小諸市総合計画審議会条例

昭和 63 年 12 月 23 日

条例第 24 号

〔注〕 平成 16 年 3 月から改正経過を注記した。

小諸市総合計画策定審議会条例(昭和 46 年小諸市条例第 25 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 20 条例 36・一部改正)

(任務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 小諸市総合計画の策定に関する事項
- (2) 小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 小諸市の行政経営に関する事項

(平 20 条例 36・全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 3 人以内
- (2) 識見を有する者 13 人以内

(平 16 条例 1・平 20 条例 36・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 20 条例 36・全改)

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

(平 20 条例 36・一部改正)

(幹事)

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月19日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。